

開成町公告第 1 号

次のとおり開成町役場庁舎の清涼飲料水用自動販売機設置について、町有財産の貸付に関する一般競争入札を行うので地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 6 年 2 月 1 日

開成町長 山神 裕



1 入札物件

自動販売機設置に係る町有財産の貸付

	所在地	施設名	設置場所	設置台数
①	神奈川県足柄上郡開成町延沢 773 番地	開成町役場	1 階	2 台

2 入札参加資格要件

応募するものは、次に掲げる全ての条件を満たす法人又は個人とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと
- (2) 法人等又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと
- (3) 会社更生法、民事再生法に基づき厚生又は再生手続きをしている法人でないこと
- (4) 次のアからエのいずれにも該当しない者であること
  - ア 開成町暴力団排除条例第 2 条第 2 号、第 4 号及び第 5 号の規定に該当する者
  - イ 開成町暴力団排除条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
  - ウ 神奈川県暴力団排除条例第 23 条に規定する利益供与等を行っている者
  - エ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たりその相手方が上記アに該当することを知りながら当該者と契約を締結しようとする者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと

- (6) 本社、本店、営業所等が神奈川県内において食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと
- (7) 消費税、地方消費税に未納がないこと
- (8) 法人にあつては神奈川県内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあつては神奈川県内で事業を営んでいること
- (9) 自動販売機の設置業務（営業事業者自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること
- (10) 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合は、許認可等の免許を有していること

### 3 入札条件等

- (1) 使用許可期間
  - ① 開成町役場庁舎 …令和6年4月1日から令和7年3月31日までただし、最大更新期間（4年間）を限度として、1年毎に使用許可手続きを行うこと。
- (2) 行政財産目的外使用料等
  - ① 町有財産の貸付にあつては、入札物件毎に開成町行政財産の目的外使用に係る使用料条例に基づいて定められた行政財産目的外使用料、加算金及び売上金額に対する管理事務手数料を本町に納入すること。
  - ② 入札にあつては、入札物件毎に月々の売上金額に対する管理事務手数料の定率（0%以上）を応募者より提案し、入札すること。
- (3) 使用上の制限
  - ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産目的外使用料等を本町が指定する期限までに確実に納付すること
  - ② 自動販売機を設置する使用目的以外に使用してはならないこと
  - ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供してはならないこと
  - ④ 販売商品の納入及び廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、当該施設管理者の指示に従うこと
  - ⑤ 設置する自動販売機は、別添「仕様書」に記載する規格等条件を満たしていること
  - ⑥ その他、当該施設管理者が定める事項
- (4) 使用許可の取り消し
  - ① 次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消します。
    - ア 許可物件を公用・公共用に供する必要が生じた場合
    - イ 本町の都合により使用許可を取り消す必要が生じた場合

- ウ 使用許可の条件に違反する行為があると認める場合
  - エ 設置事業者が入札参加資格を失った場合
  - オ 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合
- ② 上記①のウからオまでの場合、既に納めた使用料は還付しません。  
また、取り消しにより生じた損失について、その補償を本町に求めることはできません。

#### 4 入札書提出方法等

##### (1) 提出方法

###### ① 郵送による提出

###### ア 受付期間

令和6年2月1日(木)～令和6年2月21日(水) 必着

###### イ 送付先

〒258-8502 神奈川県足柄上郡開成町延沢 773 番地  
開成町役場 財務課 契約管財班 宛

###### ② 持参による提出

###### ア 受付期間

令和6年2月1日(木)～令和6年2月21日(水)  
なお、土曜日、日曜日及び祝日の受付は行いません。

###### イ 提出時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く)

###### ウ 提出先

〒258-8502 神奈川県足柄上郡開成町延沢 773 番地  
開成町役場 2階 財務課窓口

##### (2) 入札書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

- ① 入札参加資格がない者が入札したもの
- ② 指定の期間内に提出しなかったもの
- ③ 物件番号、管理事務手数料の定率(提案)、日付、住所、氏名及び押印(印鑑証明印)のないもの、又は虚偽の記載があったもの
- ④ 入札書の訂正をしたもの
- ⑤ 入札に関し不正な行為を行った者が入札したもの
- ⑥ その他入札に関する条件に違反したもの

#### 5 落札者の決定

- (1) 提案された管理事務手数料の定率が最高値であり、かつ有効な入札

を行った者を落札者として決定し、落札した定率をもって月々の管理事務手数料を設定します。

なお、最高の入札が2者以上になる場合は、当該入札者による、くじ引きにより落札者を決定します。

(2) 落札者は、提出期間終了後、令和6年2月28日(水)までに決定する予定です。

(3) 落札者決定後に辞退はできません。

(4) 入札参加資格などの審査の結果、落札者が入札参加資格要件を欠くことが判明した場合は、当該落札者が行った入札は無効とし、その旨通知するとともに、次点順位者を落札者とします。

なお、次点順位者も入札参加資格要件を欠くことが判明した場合、又は次点順位者がいない入札の場合、入札を中止し、再入札することがあります。

(5) 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の中止又は延期することがあります。

## 6 その他

(1) 貸付の詳細については、別紙「開成町役場庁舎の清涼飲料水用自動販売機設置事業者募集要項」及び「開成町役場庁舎の清涼飲料水用自動販売機設置仕様書」を確認のうえ、入札してください。

(2) 使用許可の手続き及び履行に要する一切の経費等は、設置事業者の負担とします。

## 7 問い合わせ先

〒258-8502 神奈川県足柄上郡開成町延沢 773 番地

開成町役場 2階 財務課 契約管財班

電話：0465-84-0322

FAX：0465-82-5234

E-mail：zaimuka@town.kaisei.kanagawa.jp